

| | |
|------------|-----------|
| さこ 祐仁 議員 | 一般質問・・・1 |
| 西脇 いく子 議員 | 一般質問・・・7 |
| 山内 よし子 議員 | 一般質問・・・14 |
| 他会派の一般質問項目 | ・・・・・・20 |

●京都府議会 2018 年 9 月定例会一般質問が 9 月 21 日、25 日、26 日に行われ、日本共産党のさこ祐仁議員、西脇いく子議員、山内よし子議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

9 月定例会 一般質問

さこ 祐仁議員（日本共産党 京都市上京区）

2018 年 9 月 21 日

北陸新幹線延伸より災害対策の充実と予算拡充を

【さこ祐仁議員】はじめに北陸新幹線延伸についてです。

西脇知事は、6 月定例議会で今後の京都府政の施政方針及び提出議案の説明で京都府の骨格を形成する交通網として、北陸新幹線やリニア中央新幹線などの高速鉄道網をあげ、「ヒト・モノの交流基盤の整備を着実に推進」と述べられました。

中でも北陸新幹線の延伸については、先の京都府知事選挙では、巨額の費用がかかることに懸念が示され、京都新聞のアンケートでも中止・再検討派と推進派が拮抗していました。

北陸新幹線の整備費用は、先に進められている北陸新幹線金沢―敦賀間では、2012 年 6 月の土木関係着工認可時には 1 兆 1600 億円の建設費でスタート。途中、2022 年度末に完成を前倒しし、1 兆 1858 億円へと増えました。さらに資材や人件費の高騰などで 2260 億円が増加する見込みとなり、建設費が 1 兆 4100 億円を超えると国土交通省が示しました。現状では、2022 年度末の開業が遅れる可能性があるとし、8 月 20 日に富山、石川、福井の 3 県の知事が石井国土交通相に財源確保や予定通りの開業を緊急要望されました。石川県の谷本正憲知事は、新幹線の建設費が計画より引きあがる見込みに関し、県の支出が増えることには「やむを得ない。ルールに基づき負担すべきは負担する」と述べ、福井県知事は、建設費の高騰で県の負担が増えないように軽減を国交省に要請しましたが、軽減措置に関する説明はなく、このままでは福井県の負担は 450 億円に膨れ上がってきます。

京都府民に最も影響のある敦賀―新大阪間は、2 兆 1 千億円、京都府の負担は約 2 千億円ともいわれています。今後もどれだけ建設費用が膨れ上がり、府民の負担がいくらになるのかが心配されます。

昨年秋に二つの台風が来襲し、被害対策に合計で約 100 億円の補正予算が生まれ、今年、6 月定例会では大阪北部地震、豪雨災害対策で約 106 億円の補正予算を組む大きな被害がでました。さらに、台風 20 号 21 号による災害対策で 9 月議会では約 63 億円の補正予算案が提案されています。北陸新幹線延伸のボーリング調査が予定されている京都市北区では、相次ぐ台風による倒木や土砂災害、停電などの被害が出ており「新幹線より災害対策を先にすべきだ」との声が出ています。

知事は、「一般会計決算で社会保障関係費が 35 億円増えており財政が大変だ」と述べられました。ところが一方で、財源や府民負担の見通しが無いにも関わらず、北陸新幹線の延伸や山陰新幹線などの大型公共事業を進めると発言されています。そして「京都府の負担はいくらかかるのか」と、昨日、馬場議員が質問しましたが、「受益に応じた負担を求めているところ」とし、明確にされて

いません。

そこで伺います。北陸新幹線延伸にかかる京都府の負担について沿線自治体の負担も含め明らかにすべきだと考えますが、いかがですか。また、本年も災害による被害が府内各地で発生する中、災害対策の充実や予算の拡充が必要と考えますが、いかがですか。

文化財や地下水問題などの影響を明らかにせよ

また、3県の知事が石井国土交通相に緊急要望された際に京都府は、金沢―敦賀間の開業が遅れると、敦賀―新大阪間の整備に影響が出るとして船本副知事が、財源確保に加え、本年度中に予定される敦賀―大阪間の詳細ルート決定について「京都市域は文化財や地下水の問題がある。慎重な調査と丁寧な地元説明を」と要請したとありました。

本府はルートイメージ図によると原生林の広がる「芦生の森」のある京都丹波高原国定公園を通過することが想定されているので、これまでからも「芦生に影響がないように」と求めていました。

ところが、鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、8月31日に南丹市美山町の美山文化ホールで地質調査に関する地元説明会で、芦生研究林のある国定公園内での地下に穴を掘るボーリング工法などで地質調査を実施することなどを説明されました。住民の声や疑問に答えることなく新幹線を通すことを前提に進められたと失望の声が出ています。また、路線は山を通過するので山岳トンネルで検討していると答えたとあります。

そこで伺います。京都府が問題としている文化財や地下水の問題とは具体的に何か明らかにすべきと考えますが、いかがですか。

また、建設工事により生活環境や自然環境、さらに由良川や桂川の流れや水質にも影響が出てくることは容易に想定できます。現在のルート図通りに工事を進めれば、本府が影響を生じさせないよう求めていた芦生の原生林を通ることになるため、この計画を中止するよう求めるべきと考えますが、いかがですか。

大深度地下工事は大きな影響を及ぼすことは明らか

さらに、京都市内では大深度地下工事が予定されています。国などは大深度地下のシールド工法では地上への影響は生じないと説明し、地権者の同意や補償もなく事業を進めていましたが、東京外かく環状道路の東名ジャンクション予定地（東京都世田谷区）付近での大深度地下トンネル工事で掘進箇所の上を流れる野川で今年5月半ばから工事の影響と思われる気泡の発生が続き、6月28日には堤防上にある観測用井戸から地下水が流出する事態が生じています。これらは、工事の影響が出ているという問題と考えられ、個人の所有地であるなら財産権の侵害に当たる問題になります。

また、住民説明会では地上への影響は生じないとする一方、2014年3月にこの大深度地下の使用許可が出されるとすぐに、突然、万が一のためとして家屋調査をやらせてほしいと事業者が言い出して、家屋調査が進められています。これこそ、大深度地下の工事で何らかの被害が生じる可能性を認めているということです。

このような問題のある大深度地下工事を京都市内で実施をすることは、市民生活の安全・安心にもおきな影響を及ぼす、また、まちづくりにも大きな問題が生じてきます。よってこの北陸新幹線延伸計画は中止をするべきだと考えますが、いかがですか。

【西脇知事・答弁】北陸新幹線の延伸についてでございます。代表質問で馬場議員にもお答えしたとおり、北陸新幹線や山陰新幹線は東北・北陸・関西・山陰等をつなぐ日本海国土軸の形成に必要な不可欠な国家プロジェクトであり、大規模災害時における東海道新幹線、山陽新幹線の代替機能も期待されているところでございます。北陸新幹線・敦賀―大阪間の建設負担につきましては、今後、国の詳細計画が固まった段階で事業費や負担の考え方等が示されるものと考えており、

府としては引き続き「受益に応じた負担」を強く求めてまいりたいと考えております。一方、災害対策につきましては、この間、河川、砂防等の予算額が平成 24 年度の約 150 億円から今年度の 195 億円と約 30%増加するなど、必要な予算を確保しながら河川整備や土砂災害対策を計画的に進めているところでございます。さらに、頻発する災害の早期復旧を諮るため 6 月定例会に続き今議会においても被災箇所の復旧対策、さらにブロック塀の緊急安全対策やタイムラインの作成支援等の予算をお願いしているところであり、引き続き平穏な生活への 1 日も早い復興と、さらなる安心安全の確保につとめてまいりたいと考えております。

【建設交通部長・答弁】北陸新幹線の敦賀―大阪間につきましては、国土交通大臣が決定した整備計画にもとづき、現在、鉄道運輸機構が駅ルートを選定にむけた詳細調査を実施しているところでございます。平成 29 年 3 月に与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームで決定されました敦賀―大阪間の概略ルートでは、京都丹波高原国定公園や京都市等の都市部を縦断する計画となっています。このため、京都府といたしましては国定公園の膨大な原生林や、この原生林を水源といたします由良川や桂川の清流、さらに文化財の集積や豊かな地下水脈等、京都の地勢を十分考慮し、施工中や供用後における自然環境や生活環境の保全等について慎重な調査と丁寧な地元説明を実施するよう、与党 P T 検討委員会や北陸新幹線建設促進同盟会、決起大会等の場、さらには政策提案等、機会あるごとに国や鉄道運輸機構に対し求めているところでございます。

大深度地下工事は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法にもとづき、国土交通大臣の認可を受け、使用权を設定して工事を実施するものでございまして、京都府域におきましても昨年度から基礎地盤の確認のための土質調査が実施されているところでございます。京都府といたしましては、東京外かく環状道路の大深度地下のシールド工事で発生いたしました地表面での気泡、漏出、及び地下水流出の事案も踏まえまして、京都市域の都市部において、大深度地下工事を実施する場合には、今回の事案の調査結果を十分検証し、入念な事前調査を実施し、工法選定や施行計画等に生かすよう国と鉄道運輸機構に求めています。今後とも、国や鉄道運輸機構に対しまして、府民の皆様にご理解頂けるよう、丁寧な調査と慎重な地元説明をしっかりと求めてまいります。

【さこ・再質問】日本海国土軸だ、また大規模災害時の代替機能だといわれていますけれども、リニア中央新幹線は膨大な費用をつぎ込んで進められようとしていますけれども、自然や住環境の破壊の問題、超高速で地下を走る安全性への疑問、さらに地震をはじめ大規模災害で、乗客の避難ができるかなど数々の問題点が指摘され、裁判にもなっているところです。必要のない大型事業であると思います。そして、整備新幹線もこの間の大災害では各地でトラブルが続いており、代替機能を果たしていないというのが実態ではないでしょうか。

そして、知事がこれまでから地元の建設費用が膨大になることはわかりきっているのに、負担は決定されてからとおっしゃっていますが、これは無責任だと思えますよ。建設を進めていくということだけが先にある。地元で自然の問題など、丁寧に説明すると言っているんですけども、実際には建設をするということが前提になっていて、これを進めて行くんだと。だから、地元できちとした説明がされていないというのが実態だと思えます。このような無責任な工事なやり方、府民にしっかりと説明をしないやりかたは無責任な工事だと思えますが、いかがでしょうか。

【知事・答弁】北陸新幹線や山陰新幹線は日本海国土軸の形成という非常に国家的なプロジェクトでございまして、大規模災害時における代替機能というのは期待されているとおもっております。ただ、建設の負担につきましては国の詳細計画が固まった段階で示されると思っておりますけれども、今の時点におきましても「受益に応じた負担」というものを強く求めておきまして、詳細が固まった段階におきましても、さらに我々としては主張してまいりたいと思っております。また、詳細ルートの調査につきましては、慎重な調査をお願いしているところでありまして、な

おかつ地元に対しても丁寧な説明を求めておりまして引き続きそういう姿勢で望んでまいりたいと思います。

【さこ・指摘要望】丁寧な説明をしていくんだということを言っておられるわけですが、実際、建設をしていくということが前提になって進めて行くと言うことです。ですからそれではダメなんだということが明らかだということだと思っています。実際に、時代遅れのやりかたではダメだと思っています。それと、相次ぐ災害の中で補正予算をこれからどうしていくのか、これから問われてくる問題だと思っています。知事は「京都府の財源は大変だと」おっしゃるんですけども、このように新幹線建設は財政負担も明確にせず、建設だけは進めていくという。そうではなくて、財源を府民の暮らし、またインフラ整備に使うべきだということを指摘して次の質問に入ります。

伝統地場産業の事業者や職人の実態調査を行い声を聞くべき

次に伝統地場産業・ものづくり産業の振興について伺います。

私はこの間、地元の西陣業界はじめ京友禅、陶工関係の組合や関連業者などを訪問し、お話を伺いました。2014年、実施された消費税増税により、個人消費の停滞が続き、賃金が伸びない中、「まったく景気の回復を実感することができない状況だ。このままでは、地域の産業がたちいかなくなるのではと心配している」というお話をみなさんからたくさんお聞きしました。

実際、京都の伝統地場産業は景気の回復を実感できずに、大きく落ち込んでいます。

1975年（昭和50年）前後に生産額がピークを迎え、そこからバブル崩壊後の長い経済低迷や安価な海外製品の台頭、ライフスタイルの変化などによって生産額も年々減少し、現在はピーク時に比べ西陣織は2051億円から159億7900万円（16.2%）、京友禅は1652万反から36万反の生産数量が今2.2%です。それに伴い、従事する企業数も西陣織がピーク時1530社から昨年度360社へと減少。京都友禅協同組合は組合員が326から55へと減少しています。このように地元の伝統地場産業やものづくり企業は厳しい状況が続き、このままでは産地そのものの存続が危うい状況となっています。

そこで伺います。西陣や京友禅をはじめとする伝統地場産業やものづくりに関わる職人の声を聞くなど実態調査を行うとともにその現場の生の声をつかみ、予算を増やし施策に生かすべきではありませんか。いかがですか。

若手職人育成への支援制度の拡充を

こうした中、西陣織や京友禅の関係者は「“きものや帯”の需要は減っている。これを増やすために、『きものサミット』や2年後のオリンピック、パラリンピックなどに期待をしている。外国人観光客が増加し、日本の文化に触れたり、体験する機会が増えて、「和」の文化が注目されていると聞く。そこで、本物を体感し購入してもらえないようにしないと、本当の文化としての「和」の良さなどが分かってもらえず、リピーターとして“きものや帯”を購入してもらえないと思う。しかし、ものづくりの職人は高齢化し、年金をもらい仕事をしている。そして廃業も増えている。生産工程も分業化しており一つでも欠けると全体に影響が出てしまう」と話されました。さらに「若手を育成したいが、“きものや帯”の需要が増えないと若手の育成は厳しい。行政との連携で、西陣織会館での西陣教室、京都市産業技術研究所や園部の京都工芸大学校などで手描き友禅などが進められているが、現場で働きながら学ぶ若手への支援を充実させてほしい」とも語られました。

京都府の伝統産業の後継者育成制度の「伝統産業発展強化支援事業費補助金」は、職人を新規で雇用した伝統産業事業者などであり、新規雇用者1人当たり月額10万円、最長8ヶ月助成されますが、制度利用者からは「後継者が自立できる数年間、補助期間の延長してほしい」「研修者にも支援があれば、バイトをせずに研修に専念できるのでは」との声もあります。

金沢市では、伝統産業に新規参入する研修受講者には3年間月額10万円、後継者を育成する事業者には3年間月額6万円の奨励金が支給されています。多くの産地を持つ京都府こそ事業者だけでなく研修受講者にも支援制度が必要と考えますが、いかがですか。

さて、陶工の方が多く住む山科の清水焼団地協同組合では「陶芸関係者が3分の1に減った。府の陶芸高校を卒業しても地元に着かない、即戦力は厳しい」などの話もありましたが、「若手を育てたいので、『自前の店がほしいが資金がない』という若手に通常家賃月に10~15万円の工房を組合が補助して5年間は家賃を月3万円にして貸しているが、組合にも限界があるので行政が支援する制度をつくれなにか」との要望も伺いました。工房を開設するには、融資制度がありますが、本人の自己資金や金融機関の信用度などの問題があり、厳しい現実があります。

金沢市では、伝統工芸品産業従事者が、工房を開設する際、工房開設にかかる費用の2分の1以内、上限250万円が工房等の開設費補助とし、また年間に家賃の2分の1以内、上限100万円、これを最長2年間まで補助する制度が創設されています。

若手職人の育成は、京都の伝統産業を振興させる要であり、伝統技術の保全や後継者育成のためにも、京都府が、工房開設の支援を行うことが必要と考えますが、いかがですか。

また京都府内には多くの陶工の方がいるが、京都府の伝統産業生産基盤支援事業費補助金は、宇治市や亀岡市などでは上乘せの支援制度がなく、設備導入を計画しても資金不足で実施できなかった事業者もいると聞きます。京都の伝統産業を維持・発展させるためにも、京都府として制度を有しない市町村に対し、制度創設の働きかけが必要と考えますが、いかがですか。

府の責任で西陣織の織機や部品などの道具類の確保を

最後に、地元西陣の織機・部品、道具類の問題です。第8次西陣産地振興対策ビジョンには、力織機を組み立てられる人が西陣に二人しかいないとありますが、そのお二人が病気で倒れ、いったん廃業された方が織機の修理・補修に復帰されています。またダイレクトジャガードや電気系統の取り付け業者も病気や80歳代と高齢で、この方々がやめれば、織機の修理などをどこに頼めばいいのかと、出機などの中で不安が広がっています。

また、これまで西陣の織機部品や機料品を扱ってこられた機料品店の81歳の社長さんが「機ごしらえ用の道具が不足している。部品づくりの企業も代替わりし、西陣の分野から撤退するようだ」と話されました。今後、道具類・部品が枯渇する危険性があります。京都府などは、道具類部品協議会で対処しているとされますが、2014年3月13日以降の状況は、西陣織工業組合ホームページでは明示されていません。自社で保存できている織屋などは問題ありませんが、出機などは機料品店が頼りで、もし高齢の社長さんがやめたら、「道具類や部品をどこに頼めばいいのか」と不安に思う方や自分が辞めると覚悟されている方も少なくなくおられます。このため西陣織を支えてきた産地内での出機の力織機台数は、今年中には200世帯、250台を切るのではないかとという状況です。

そこで伺います。力織機を補修できる職人の西陣業界での育成を西陣織工業組合や京都府・市で検討するとともに、織機や部品など道具類の西陣織工業組合での保管などをはじめ、心配されている道具類の確保策を京都府としても検討をすべきと考えます。これらを実施しなければ、世界に誇る西陣織そのものが衰退するとの危機感を持って対処すべきと考えますが、いかがですか。

【商工労働部長・答弁】伝統地場産業についてであります。まず、実態調査についてであります。最大の伝統産業産地である西陣織については、府も参画いたしまして3年に1回、西陣企業調査を実施しています。京友禅連合組合においては、毎年、京友禅京小紋生産量調査を、丹後織物組合調査においては2年に1回、産地の概況と統計の調査を行い、これらに加えまして京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金完了時の際には、府職員が自ら現地調査を行いますとともに、こういった多角的な産地の実態調査につとめているところでございます。また、実態調査から浮かび上がった課題を解決するために具体的施策を展開しております。例えば、丹後ちりめんが操業300年を迎え

ることを契機に丹後織物産地において、本年6月には、府の織物振興産地をトップに市町の職員とで構成する事務局を丹後織物工業組合に設置し、産地と二人三脚で振興に取り組む一歩進んだ体制も創っているところがございます。また、エルメスの元幹部のプロデュースのもと、パリの常設店での海外有名ファッションブランドとの商談会など実施し、市場開拓支援などを行っております。

次に、府の後継者育成や支援の取り組みについてであります。旧来の徒弟制度による人材育成が困難になっていることから、京焼き、清水焼の伝統的作陶技術を習得できる府立陶工高等技術専門校を設置しております。また、国、府、伝統工芸業界と学校法人の協力で平成7年に我が国で唯一の伝統工芸大学校を創設し、他分野にわたる伝統工芸の人材を体系的な教育システムで育成いたしております。これらに加え、府織物機械金属振興センターや京都市産業技術所において技術習得研修も実施しております。こうしたとりくみの結果、時代を担う多くの伝統工芸士や京もの認定工芸士を排出しております。さらに、教育または研修期間での技術習得に加え、新たなニーズの把握やマーケティング力を備えていただくための事業、個人の方では困難な市場開拓にグループで取り組む事業など、総合的な後継者の育成と支援の施策を進めておまして、すでに海外市場の開拓に取り組む人材が生まれるなどの成果もでております。また、工房開設支援につきましては、操業や事業拡大の支援といたしまして、西陣IT路地などのインキュベーション施設の設置、低金利の融資制度、京都エコノミックガーデニング支援強化事業による建設費や設備投資による補助での企業の実情にあわせて利用できるメニューを用意し積極的にサポートをいたしております。さらに、伝統産業事業者に対しては起業の時期だけではなく設備新設や業務を内製化し従業員を雇用する場合には、京都府伝統産業生産基盤支援事業におきまして特別な支援制度を設けるなど、工房開設から拡充まで切れ目のない総合的な対策をおこなっております。尚、この伝統産業生産基盤支援事業費補助金につきましては、京都府では市町村の制度の有無とかかわらず支援することといたしております。同様の制度を持たない自治体におかれましては、それぞれの産業上のご判断によるものでございまして、そのご判断を尊重すべきと考えております。

織機の補修に対応できる職人の育成についてであります。職人の方自らが力織機の構造や調整等に関する知識を習得され、あるいは、力織機の不具合や故障等に対応する能力を身に付けて頂きますよう、府織物機械金属振興センター、京都市産業技術研究所、西陣織工業組合が協力して研修を実施しており、織機の補修に対応できる人材育成に努めております。

合わせまして、平成20年に官民一体となって設置した京都伝統産業道具類協議会において、不足部品、道具の情報交換を行い道具の備蓄や貸与を実施しております。その確保に努めているところがございます。

【さこ・指摘要望】色んな産地とあわせて調査を実施しているということをおっしゃっているんですけども、府もその中でしっかりと支援をしているとおっしゃいました。しかし、私は、その中でそれが不十分だということをいっています。そこをしっかりと見て欲しいんですね。伝統産業に従事している事業所は小規模事業所が多くて、これまでから地域の経済や生活を支えてきた方々なんです。そこをしっかりと支援をしていくことが大事だということなんです。ところが実際は、伝統産業の予算は、私が議員になった2007年度は国の補助事業もありましたが8億8600万円ほどから2018年度3億3500万円へと大幅に減少しています。

もっと地域に密着する伝統地場産業従事者の声を聞いて、地域全体を活性化させる手立てをしっかりと打つ。そういう予算を増やす必要があることを指摘しておきます。京都の伝統地場産業は、京都・日本の民族文化をこれまでつくりだしてきました。その文化を発展させるためにもっと現場の声を反映すべきだと指摘して質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

性的マイノリティの生きづらさの解消へ 京都府が積極的な施策の実施を

【西脇いく子議員】日本共産党の西脇いく子です。先に通告しておりましたとおり知事ならびに理事者にお聞きします。

はじめはLGBTなど性的マイノリティの生きづらさをなくすことについてです。

LGBTとは、Lはレズビアン、Gはゲイ、Bは両性愛者のバイセクシャル、Tはトランスジェンダーで自分の性に違和感のある方々の略称であり、LGBTの方々は13人に1人の確率とも言われ、身の周りに必ずおられるということです。

私は、この間、LGBT自治体議員連盟の勉強会などに参加し、当事者の方からお話をお聞きいたしました。多くの方々が、子どもの時から自分自身に違和感をもち、社会の大前提に、自分はあてはまらない中でどうやって生きていけばいいのかわからない、そのつらさを親・兄弟・先生、友人にも相談できずにおられたことや、宝塚大学の日高教授が行なわれた制的マイノリティ1万5千人の調査では、学校でいじめにあった人は6割にのぼり、自殺を考えた方も6割台、自殺未遂をした方も1割以上だったとの報告も衝撃を受けました。

こうした中、これまで当事者と市民の運動などの結果、2015年に国会で超党派の議員連盟が発足し、翌年には、日本共産党、民進党、社民党など当時の4野党共同で、「性的志向または性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」が衆議院に提出され、昨年には、わが党議員も参加するLGBT自治体議員連盟も設立されるなど社会的にも大きな変化や発展がありました。

ところが、一方では依然として、性的マイノリティについて関心や知識がないためによる差別と偏見により、家庭や職場、社会生活において当事者が見えない存在であるがために「ホモやゲイって気持ち悪い」とあざ笑ったりするなど、当事者を深く傷つけている場合も少なくありません。

その上に先日、自民党の国会議員の杉田水脈議員は雑誌の中で「LGBTの人は子どもを作らない、つまり生産性がない。『LGBT』のカップルのために税金を使っていいのか」などと、偏見と誤解に満ちた発言を行い、全国で抗議運動が広がりました。そこには自分の存在を根底から否定された怒りと悔しさに涙を流しながらカミングアウトし訴えられる当事者の方々の姿がありました。

そこで伺いますが、知事は、当事者の方々が生きづらさに苦悩されている現実についてどう受け止めておられますか。

また性的マイノリティ当事者の皆さんの生きづらさをなくしていく上で京都府の役割はどこにあるとお考えですか。

さらに性的マイノリティの一人ひとりが社会や地域、企業、学校などで生きづらさをなくすために京都府がふさわしい役割をはたすために必要な当面の施策について数点伺います。

まず、公的書類において不必要な性別欄を撤廃することです。体と心の性の不一致を感じる人にとって、性別欄は人権の中核に属する問題であり、当事者の方々にとっては、医療機関の窓口で戸籍上の性別が記載された健康保険証などを提示することも大きなハードルです。厚生労働省は、昨年、性同一性障害と診断された方が日常で使う「通称名」を健康保険証の氏名欄に記載することを認めると都道府県や医療保険者に通知しました。本府においても食品関係営業許可証は、診断書を添付し申請すれば、通称名で記載可能となりました。

報道によれば乙訓地域2市1町においても、総務省の通知を受け、現在、印鑑登録証明書と住民票記載事項証明書の性別欄の削除や性別表記を省略する運用に改善するなど各市町が条例改正や発行システムの改修を進めているそうです。

この際、京都府が発行している府民向けの全ての許可証や申請書等について通称名を可能とすることや性別表記の記載の廃止が必要だと考えますがいかがですか。

また、府内の企業において、企業規模に応じて相談窓口の設置や福利厚生、社内研修など適切な対策を実施できるよう必要な支援をすべきと考えますがいかがですか。

また 2015 年に文科省から、性的マイノリティの子ども達を不登校やいじめ被害から守るため、教員自身が性的マイノリティについての心ない言動を慎むことや、子どもの服装や髪形について否定したり、からかったりしないなど子どもたちが相談しやすくするための配慮を求める通知が出されています。本府においても独自の研修やテキストを作成しておられるとお聞きしていますが、府立高校においては性的マイノリティの校内研修の参加者は、H29 年度にはわずか 3 割だとお聞きしています。

そこで全ての府内の小中高校で教員全員を対象にした性的マイノリティについての研修を行うべきだと考えますがいかがですか。

精神障害者の医療費助成、救急医療体制など支援の拡大促進を

次に精神障害者が生きやすい社会にするための支援について伺います。

現代社会において国民の 5 人に 1 人が生涯、うつ病・躁うつ病や統合失調症、神経症の精神疾患に罹患するといわれており、京都府内の精神疾患患者数の新規入院患者も平成 23 年に 6248 人、平成 26 年には 7089 人、外来患者は平成 23 年に 56300 人、26 年には 70700 人に増加し、入院では統合失調症と認知症が半数以上を占め、外来ではうつ病患者が 3 割になっており、まさに精神疾患はだれにでも起こりうる病気だといわれています。

ところが多くの精神障害者当事者と家族の方々は、依然として地域社会の偏見や制度の壁のもとで、就労や家族の高齢化などによる経済的困難など日常的に大変な苦勞をされながら生活しておられます。こうした困難を解決するため府の役割は極めて重要であり、その観点から数点伺います。

まず、医療費の問題です。当事者の多くは、精神科治療による内科系等の副作用と障害が並存し、精神以外の疾病も抱え、就労もままならないもとで、家族の扶養なしには生活できない状況となっています。

ところが京都府の福祉医療制度は、これまで身体および知的障害者の医療費負担はどの診療科目でも 1 割負担ですが、精神障害の場合は、精神科の通院のみ 1 割負担で他の全ての診療科目は助成の対象になっていません。

本府でも精神障害者も全ての診察科目を助成の対象とすべきではありませんか。

2 点目は、精神障害者の救急医療体制についてです。統合失調症の A さんは、状態が悪化し幻聴や幻覚症状の結果、暴力行為にまでおよび家族でも本人を抑えきれない状況になりました。家族はその場合、救急車を呼ばれましたが、暴れて救急車では対応できないため、やむを得ず警察車両で搬送されることになりました。ある時には、数万円かけて民間の移送車両を呼ばれるなど家族は、病識のない本人を病院に連れて行かれる際には大変な苦勞をされているとお聞きしました。病院への救急搬送に関わっては、人権問題に配慮するのは当然ですが、どのような場合においても最終的に家族だけに委ねられることのないようにすることが大事だと考えます。

本府の平成 30 年度保健医療計画においては、「移送体制の確保については検討課題」となっていますが、本府として精神障害者の救急時の移送体制については、どのように現状を認識し、具体的にどう検討しておられますか。

また、重要なのは、精神障害者が精神状態を日常的に安定させることができる環境の整備です。そのためには、いつでも安心して身近な地域で 24 時間、気持ちに寄り添える場所や人の配置が必要だと考えます。また精神障害者の場合、孤独感が強く、とりわけ夜間は不安がる方が少なくないそうです。身近な地域に、そういった生きづらさを理解し、状態を悪化させないためにも安心してつながることができる精神保健福祉司などの専門職員が配置された場所づくりは重要です。

現在、府内には NPO や社会福祉法人などが実施している精神を含む障害者の緊急相談等に応じる「指定相談支援事業所」は 50 箇所あるとお聞きしていますが、空白地域の存在や、その多くが

窓口での相談時間が夜間や休日、祝日はできないなどの課題が残っています。

相談支援事業所の設置数の増加や 24 時間相談を受け付け、精神保健福祉士などの専門的人材の配置等が府内全域で進むよう本府として検討をすべきだと考えますがいかがですか。

3 点目は、精神障害者の救急の入院体制についてです。精神障害者が地域で治療しながら安心して暮らせる環境をどう作っていくのかは今後の大きな課題であり目標であると考えますが、同時に、発作やパニックが生じた際に、緊急に入院し必要な治療ができる救急体制の整備も重要だと考えます。これまでから府立医大北部医療センターには、精神科外来はありますが平日のみの診療で、救急入院体制がなく、舞鶴医療センターなど中丹医療圏で対応しているとお聞きしています。

丹後医療圏においても入院体制を整え、精神科救急医療体制を整備すべきではありませんか。

次に精神障害者の運賃割引制度について伺います。精神障害者の多くの方は、わずかな年金や生活保護、家族の扶養なしには生活できないなど、経済的に大変困難な生活を余儀なくされておられます。それでも定期的な精神科の通院や薬の副作用のための受診、作業所の通所など交通機関の利用は欠かせませんが、精神障害者は、運賃割引制度の対象にもなっておらず、外出時の交通費が大きな負担となっています。これまで 全国精神保健福祉会など障害者団体が 62 万筆もの請願署名を国会に提出されるなど運動によって、ようやく国も鉄道事業者等への働きかけを始めていますが J R に至っては、「国の福祉施策の一環として行われるべきもので実施する予定はない」との姿勢のままだとお聞きしています。府内においては、京都市が精神障害者保健福祉手帳の 1 級から 3 級までの方の運賃を無料にしている以外は、精神障害者の運賃を割引している公共交通機関は、ほとんどありません。経済的負担の軽減と移動の権利の保障とともに府の障害者条例 21 条、23 条の交流促進、文化芸術、スポーツ、レクリエーション活動の推進のためにも精神障害者に対しても公共交通機関の運賃割引制度を一日も早く全ての公共交通機関で適用されるべきだと考えます。

そこで伺いますが、交通機関の運賃割引の実施のあり方をめぐって国と事業者がボールの投げ合いをしている間にも精神障害者は対象から外されたままで、差別的状況が続いていることについて京都府としてどう認識していますか。

また府として国任せず J R など事業者に対して運賃割引の対象を精神障害者にも拡大するよう積極的に働きかけるべきではありませんか。

府有地の利活用は地元住民の要望に応えたものに

最後に私の地元下京区内の府有地の利活用について伺います。

まず元堀川警察署跡地についてですが、現在、府警本部の機動警ら隊の仮施設として活用され、H 33 年度頃まで使用されるとお聞きしています。その後の活用について、これまで地元の醒泉学区の連合自治会の皆さんや、当時の醒泉小学校の保護者の皆さんから、交番所と子ども達の遊び場と防災の観点から公園設置の要望が京都府に出されていました。これまで京都府としては、敷地の 4 割が国有地のため、国と調整し、方向性を見きわめ利活用を検討する方向だとお聞きしています。

ところがそこには、一番大事な地元自治会等に照会し、意見を募り共に協議するという観点が抜けており、問題です。「有効活用」という名の下に売却や民間企業等への貸し出し最優先などということのないよう、まずは地元住民の声をよく聞いて、公的な活用となるよう強く求めておきます

また、元府立図書館仮施設跡地につきましては、来年 2 月以降には残されたコンクリート等の撤去作業等も順次行なわれる予定だとお聞きしました。この跡地の活用については、2014 年に実施された住民アンケートの結果では 348 人もの回答の中で、図書館やコミュニティ施設、高齢者福祉施設、子育て支援施設等公的な活用要望が多数となっていました。

先日も、地元の八幡町内会と西七条地域をより良くする会から 2 回目となる、これまでの住民アンケート結果に沿った地の活用を求める要望書が府に届けられています。

元府立図書館跡地につきましては、地元の住民の皆さんの要望に沿った活用が行われるようにすべきですがいかがですか。以上お答えください。

【西脇知事・答弁】西脇議員のご質問にお答えいたします。いわゆるLGBTなど性的少数者についてであります。京都府といたしましても身近な問題であるにもかかわらず、社会の理解は十分でなく職場や学校をはじめ様々な場面において、偏見や差別、不当な扱いを受けるなど多くの困難に直面されているものと承知しており、多様な性に対する府民の理解を深め必要な環境整備に取りくむことが京都府の役割だと考えております。

そのため京都府においてはこれまでから人権教育啓発推進計画第2次にもとづき、性的少数者への理解促進等を人権課題の柱の一つとして具体的には、府民だより、新聞テレビラジオ等の各種メディア、京都ヒューマンフェスタ、人権フォーラムなどによる府民啓発や京都府、市町村、関係団体等を対象とした人権啓発指導者養成研修会の開催など、府民の理解と認識が広がるとりくみを積極的にすすめるとともに、相談体制の充実等にもとりくんでいるところでございます。

こうした中いっそうの理解の促進等にむけた対応を検討することを目的に、昨年10月にLGBT問題の専門家である世界人権問題研究センター研究員を座長として研究会を立ち上げ、現在検討をすすめてきているところでございます。

いずれにしても人権尊重の観点から性的少数者の方々が直面している困難を解消していく必要が高まってきておりますので、引き続き多様性に対する理解の促進や必要な環境整備に取りくんでまいります。

その他のご質問につきましては関係理事者の方から答弁させていただきます。

【総務部長・答弁】元府立図書館仮施設跡地の利活用についてであります。

議員ご指摘のご要望におきましては地域住民の方が利用できる施設を整備してほしいとのごことでございます。

そうした地域密着型の施設につきましては基礎自治体である京都市におきまして地域の実情をふまえて総合的に検討のうへご対応されるべきものでございまして、広域行政を担う京都府が直接取りくむものではないのではないかなというふうに考えております。

平成24年度に庁内、市町村、関係機関等に対し利活用の意向を照会した際、地元京都市を含めいずれの機関からも要望はなかったことから、府有資産の利活用を審議する外部有識者による検討委員会に諮り売却予定物件として整備されたところでございます。

今後現在実施しているモニタリングにおいて汚染がないことが確認できた場合、順調にいけば平成31年2月頃に区域指定が解除される予定でありますので、あらためて庁内および京都市における利活用要望の有無を確認し、当該土地のあり方を見定めてまいりたいと考えております。

【府民生活部長・答弁】LGBT問題についてであります。各許可証や申請書等における通称名の記載につきましては、許可証等は許可を受けた方や申請された方を特定することが基本となるものであります。一方性的少数者の方々への配慮が必要な場合もあることから許可証等の利用状況等もふまえ、例えばこれまでから店内に掲示する営業許可証明証に通称名の記載を認める取り扱いをおこなってきたところであります。また男女の性別記載についても不要なものは廃止してきているところであります。

こうした中、先ほど知事から答弁させていただきましたように、LGBTに関して行政、教育、商工関係団体、福祉団体等による研究会を立ち上げ、これまでに偏見や差別、不当な取り扱いなど幅広い困難の事例や先進企業における相談窓口や研修の取りくみなども調査する中で、企業、職場における対策なども含めて、具体的な対応の在り方についての検討をすすめているところであります。

今後、国の動向等もふまえて、本年度中に研究成果を取りまとめ府民への啓発や研修、府内企業における取りくみの支援につなげてまいりたいと考えております。

【健康福祉部長・答弁】精神に障害のある方への医療費助成についてであります。京都府における福祉医療制度のうち障害のある方に対しては身体障害者手帳1級2級の方など障害の程度が重く、日常生活への支障が大きい方を対象に市町村と連携して実施しているものであります。

一方精神に障害のある方に対しては、精神科に定期的かつ継続的に通院治療を受けられる際には、自立支援医療の対象となっており、手帳の有無にかかわらず医療費の自己負担割合を1割に軽減しているところであります。

さらに市町村と連携し京都府独自にその上限額を低く設定いたしますとともに、国民健康保険加入者に対しては、市町村が自己負担額を免除するなどすでに国制度を大幅に上回る受診環境を整備しているところでございます。

次に精神障害者の救急時の移送体制についてでございます。精神障害者の移送については緊急に入院が必要であるにもかかわらず、精神障害のためにご本人がその必要性を理解できず、入院に同意が得られない場合に必要となり、自傷他害の恐れがある措置入院、自傷他害の恐れがないものの精神障害者の医療および保護のため入院を必要とする医療保護入院へつなげるものがございます。

措置入院の場合については警察等からの通報を受け、精神保健指定医2名の診断の後、入院が必要と認められれば保健所職員が精神科病院に移送しているところでございます。

医療保護入院の場合については本人に必要な医療を確保する観点から、都道府県知事が公的責任においておこなう移送制度がございますが、この制度の活用は医療アクセスへの最終手段と考えるところです。

このため家族等がおられる場合にはその求めに応じて、おられない場合は市町村と連携し家族等の説得にもかかわらず、病院受診を同意しないご本人に対して保健所が主治医や警察等の協力を得て丁寧な受診監視をおこない、医療機関につないでいるところです。

さらに地域格差が生じないよう困難事例等について保健所間で情報共有につとめるとともに精神保健福祉センターを中心に入院の必要性を判断するための自存調整や移送のあり方についてマニュアル化に向けた検討を開始しているところであります。

次に相談支援事業所についてでございます。相談支援事業所をはじめとする障害者福祉施策については地域にサービスの偏在が生じないよう市町村の地域特性や人口規模などをふまえ、障害福祉圏域を1つの単位としてバランスの取れた基盤整備を推進することが重要と考えております。

このため保健所ごとに市町村、事業所、支援団体等で構成されます自立支援協議会を設置し、ネットワークを構築、地域の障害者支援体制に対する課題整理、個別事例への支援のあり方に関する検討に取り組んでいるところです。

障害者の自立した地域生活にあたって必要となる相談支援事業所はケアプランを作成し、障害者1人1人の状況に応じたサービス提供をコーディネートします、計画相談支援、病院や施設から地域での生活に移行する場合に、入院・入所中からの地域サービスの体験などの地域移行支援、1人暮らしの障害者が地域生活を維持していくため、常時の連絡・相談体制の確保など地域定着支援があり、いずれの事業所も全ての圏域において指定し必要な方への支援が行われているところです。今後は、精神障害者を始めとする障害のある方の病院や施設からの地域生活への移行の増加が見込まれることから、昨年度、改定いたしました障害福祉計画に基づき、市町村と連携して計画的に相談支援事業所など、サービス提供体制の整備を進めていくこととしております。

次に、丹後医療圏における精神科医療救急体制についてでございます。府内における精神科病床数については府全域で基準病床数を定めており、平成30年3月現在において既存病床数は6160床であり、基準病床数5518床を上回る病床数を確保しているところです。丹後中丹圏域の精神科救急医療体制については保健所、京都府精神科救急情報センターと連携し、舞鶴医療センターを中心に北部3病院で輪番制を結んでカバーしており、昨年度、丹後圏域で発生いたしました18例についてはこの制度を活用して適切に医療に繋がっているところでございます。

次に、精神障害に対する運賃割引制度についてでございます。交通機関の運賃割引については精神障害者の社会参加に寄与すると考えておりますが、JRや私鉄等は近隣府県をまたいでおり、制度

化に向けては京都府単独では効果が無いと考えているところです。一方、国において精神障害者に写真が添付されたことに伴い、本人確認が可能となったことを契機に鉄道事業者等への働きかけが始められていることから、他府県と共同して引き続き国への要望を行ってまいります。

【教育長・答弁】 西協議員のご質問にお答えします。LGBTなど性的少数者についての研修についてであります。教員に対してLGBTに対する正しい理解や認識を深めさせること重要であり、総合教育センターにおいて小中高、特別支援学校のすべての校種の教員を対象とする大学教授による講座を平成28年度以降毎年実施し、学校での校内研修や児童生徒への支援の充実につなげているところでございます。

またそれぞれの学校に対しましては教職員が基本的な知識を身につけ適切に指導できるよう教職員人権研修ハンドブックなどを活用した校内研修を実施するよう指導しており、府立高校では今年度までに4割程度の学校で実施済みもしくは実施予定、小中学校においても年々実施する学校が増えてきているところであります。

府教育委員会といたしましてはこの問題について学校や教員の果たすべき役割が大変大きいとの認識のもとに研修が広くいきわたるよう引き続き研修の推進に努めてまいります。

【西脇・再質問・指摘要望】 数点の要望と一点の再質問をさせていただきたいと思っております。

LGBTなど性的マイノリティの方への支援についてですけれども、性別表記ですぬ公的な証明書等について、これはすでにやっておられるということです。これは前進ですけれども、せつかくの事ですのでやはり府民しんぶんやホームページなどを通じて積極的に府民に周知を行うよう求めておきたいと思っております。

既に、全国では那覇市や、世田谷区、渋谷区、宝塚市、大阪市など全国では、パートナーシップ登録や多様性を尊重する条例など積極的に進めている自治体が相次いでおります。京都府においてLGBT当事者も参加される、先ほど知事もおっしゃった研究会を昨年立ち上げておられますので、この性的マイノリティの人たちが抱えておられる生きづらさを取り除いて、幅広く社会的平等を実現していくことは当然であります。

この研究会の成果が生きづらさを感じておられる人たちへの実効性のある施策につながり、これまでの枠を超えた府内市町村での施策が促進されるものになるよう、さらには全国の府県の前頭に京都府が立っていただくよう、これはさらなる努力を求めておきたいと思っております。

それから下京区の府有地の活用についてですが、隣接する府立中小企業会館の閉鎖計画、下京青少年活動センターの崇仁学区への移転など、地域のコミュニティや文化的な役割を果たしてきた近隣施設がなくなろうとしているもとで、地域住民が利用できる公的な活用をとの声は今も本当に切実です。また、災害が相次ぐ中でも、京都市は、地域コミュニティや防災の拠点である学校跡地までも次々と民間事業者に貸し出そうとしているもとで、これは先ほどおっしゃったように京都市まかせにはまったくできないという状況にあるわけでありまして。

防災の拠点としての府有地の役割もいっそう高まっているわけですから地域住民みなさんの長年の願いを活かせるよう府の努力を求めておきたいと思っております。

それから丹後医療圏の精神障害者の救急医療についてですが、現在、北部医療センターには、認知症疾患医療センターが開設され、精神科のドクターが対応されておられます。センターを核に地域の精神科病院、診療所等との連携を進めるためにも、一層、入院施設整備も必要ではないでしょうか。しかも、丹後から舞鶴医療センターまでは片道1時間以上かかり、より身近な地域に必要な時に入院も出来る施設整備を丹後医療圏に整備されるよう求めておきたいと思っております。

精神障害者の福祉医療費助成についてですけれども、長い間、3障害のうち、精神だけが除外されてきたと。全国では、山梨県や岐阜県では精神障害者手帳2級まで全科無料というように独自の努力をしている県があるとお聞きをしております。府としても努力をしていくべきではないかと思っております。再度、答弁をお願いしたいと思います。

【健康福祉部長・答弁】精神の障害のある方への医療費助成についてでございますが、先程もご答弁をさせていただきましたとおり、精神科に定期的かつ継続的に通院治療を受けられる際には、自立支援医療の対象となっており、手帳の有無に関わらず、医療費の自己負担割合が1割に軽減しているところでございます。京都府においては市町村と連携する中で独自にその上限額をさらに低くしたり、また、国民健康保険加入者に対しては市町村が独自に負担額を免除するなど、既に国制度を大幅に上回る受信環境を整備しているところでございます。

【西脇】先程、部長は精神科通院のことを仰いましたけれども、これはご存じだと思いますけれども、通院のみ、これが1割だということで、他の科は全く対象外だということ、これはきちんと把握をしておきたいと思います。

それから本府の福祉医療助成制度の見直しに関する検討報告書、これが以前出ておりましたけれども、その報告書によれば本府内において、4自治体で何らかの独自の精神障害者の医療費助成を行なっているとありました。

それは先程部長も答弁された中身だと思いますけれども、直接、福知山市でお聞きをしますと、精神障害者手帳1～3級の方については、府民税非課税等の所得制限はあるものの、精神の入院以外の医療費助成があるわけなんですね。他にも、いくつかの自治体がやっておられますけれども、これは独自に市町村が努力をされているわけですので、是非とも府としても市町村任せでなく独自の財政的な努力と支援を求めて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【山内】日本共産党の山内よし子です。通告にもとづき知事ならびに理事者に伺います。

難病者の負担軽減が急務。すべての難病者を対象に

病名確定時までさかのぼり適応を

最初に難病患者さんへの支援の問題についてです。特定疾患治療研究事業は原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定の疾患について治療研究を行うことにより、医療の確立・普及、難病患者の負担軽減を目指すことを目的にして、1972年から都道府県を実施主体として実施されてきました。当時、難病患者の年間の医療費は特に若年層では一般と比べて10倍から18倍もの負担になり、病気が治る展望も生活の見通しもなく、働くこともできずに自ら命を絶つという悲惨な事件もあとを絶たちませんでした。

当初はベーチェット病など4疾患が対象でしたが、年々対象が拡大され56疾患にまで拡大されました。しかし法的根拠を持たないため、医療費助成も研究協力に対する謝金という性格であり、法的な位置づけが求められていました。こうした中、当事者団体の代表も参加して法制化の検討が行われ、2014年に難病法が成立し翌年施行され、今年4月からは対象疾病も56から331疾病に広がりました。このことは大きな前進です。一方でこれまでは負担の少なかった患者への自己負担限度額の引き上げや、軽症者が助成制度の対象から除外されるなど、大きな課題が残されています。法律の施行前までは、年収が200万円の患者の場合、通院時の自己負担限度額が月4250円でしたが、法施行後は原則的には、負担限度額が1万円に引き上げられました。

私たち党議員団はこの間、医療と介護のアンケート活動を行っていますが、訪問に伺ってたまたま難病患者さんのお話を伺う機会がありました。60代の女性で難病で働けず、これまでは医療費の負担限度額は月5000円でしたが1万円になり家計を圧迫しています。お金がないからといって病院にいかないわけにはいかない。今後夫が年金生活になったら、すべて息子に負担がいつてしまう、と語られました。さらにこれまでは症状の程度にかかわらず医療費助成が受けられた患者さんの中に「重症度分類」を導入し、軽症と認定されると医療費助成の対象外になってしまいます。難病の中には軽くなったり、重症化したりをくり返す難病も多く、軽症だからといって治療を怠ることはできません。「月に1回程度の経過観察が主ですが、慢性進行型の難病なので、病状が常に進行しています。今は軽症でも万が一病状が急変したら、指定難病医療受給者証がないと不安」「今は医療費助成の対象だが、今後、受給者証は難しいと言われた」など不安の声が寄せられています。8月の毎日新聞には京都府木津川市の「もやもや病」の80歳の男性が、手術を受けて症状が安定したために軽症となり、認定からはずされたが、今年4月末に急変して脳梗塞で入院。医療費助成の再申請を行ったのは今年6月4日で、医療費の自己負担が20万円かかったという事例が報道されていました。全国では法律の施行前から助成を受けておられた患者約72.7万人のうち、引き続き支給認定される患者は約57.7万人、不認定が約8.4万人いらっしゃいます。府内においても15913人のうち、2362人の患者さんが不認定で助成対象からはずれ、1076人の方は申請もされていません。軽症者が助成の対象から外れることによって、難病の治療研究にも大きな影響が生じます。国の審議会の委員も務める西沢正豊新潟大学名誉教授は「難病の治療法開発には『なぜ軽症にとどまる患者がいるのか』という点の解明も重要。データベースから軽症者が除かれると、疾患の全体像が把握できない」と指摘されています。そこで伺います。

第1に難病患者さんの自己負担額を引き下げよう、国に求めていただきたいと思いますがいかがですか。

第2に本府として不認定となられた方の実態を調査し、軽症とされた方も含めて、すべての難病患者さんを助成対象とすべきです。国にも働きかけながら京都府として軽症者を切り捨ててはいけ

ません。いかがですか。

第3に京都府はかつて難病患者への見舞金を年1回1万円支給してきました。患者さんからは毎年の受給者証の更新に必要な診断書料と交通費の一部になると喜ばれていましたが、今から約10年前に突然廃止しました。難病患者の負担軽減策として診断書料などへの支援などを独自に行うべきではありませんか。

もう一点は病名が確定し、難病と診断されてから申請にいたるまでの医療費負担の重さの問題です。30代のAさんは第1子を出産してから、息苦しい、咳が止まらない、とにかくしんどいという症状が続き、呼吸器内科を受診しました。しかし異常はないといわれ、どこの病院でも原因がわからず、最終的に精神科で抗うつ剤をもらっていました。そうした状況が3年近く続きましたが、ある日胸に強い痛みをおぼえ、循環器内科のある病院を受診。「命に係わる」といわれて最終的に大学病院を紹介され、難病の肺動脈性肺高血圧症であることがわかったのです。そこですぐに病名は確定しましたが、診断書をもらうのに大学病院では最低でも3週間かかります。さらにご主人は病院と職場の往復、家事、子育てに追われて申請に行けず、結局1か月後に彼女のご両親が申請書の提出を行いました。その間およそ2ヶ月間は助成制度がまったく利用できません。入院給食費を含め、医療費の自己負担は高額医療費助成制度を利用しても3か月少しで合計で47万円にもなりました。多くの患者さんが診断名が確定するまで、あちらこちらの病院に相談し、検査を受けなければなりません。高額医療費の制度も年々改悪され、多くの方が高い負担に苦しんでおられます。せめて診断名が確定した時点までさかのぼって助成制度が適用できるようにすべきと考えますがいかがですか。

さらに京都市以外では申請場所も毎年の更新の場所も府の保健所とその分室の合計8か所しかありません。難病で苦しむ方とその家族のためにも、市町村の協力も得るなどして申請場所を増やすべきではありませんか。

今年の4月以前からの生活保護世帯にもクーラー設置を。災害ともいえる猛暑の中、夏季加算で安心してクーラーが利用できる援助を

次に生活保護について伺います。

生活保護は病気になったり、働けなくなって収入が低くなったり途絶えたときに、誰もが人間らしい暮らしができるように、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を国が保障するものです。ところがこの間生活保護の基準生活費の額が2013年から15年にかけて、3段階にわたって引き下げられ、期末一時扶助も減額されました。全体の平均で7.3%、世帯人数が多い場合は最大10%という大幅なダウンです。これが違憲・違法だとして全国29の地裁に約1000人が原告となって訴訟を起こしているのです。京都の原告の声を一部紹介します。原告のTさんは大学を卒業後IT関連企業に就職。その後転職・結婚、ローンで住宅も購入。ところが9年前に突然体中に激痛が走り、病院を転々とし、休職ののち退職。ローンも払えず自己破産してアルバイトをしながら生活保護を利用されています。毎日入っていたお風呂も2日に1回になり、家電製品が故障しても買い換えられない。生活を切り詰めていく中で経済的余裕のみならず、精神的余裕もなくなってきた。さらに3度にわたる保護基準の引き下げによって、生活扶助が合計11000円、期末一時扶助も冬季加算も減らされ、住宅扶助も7000円引き下げられた。そのためにおかず1品で凌いでいた普段の食事も、さらに量を減らし、冷暖房も殆ど使えず、体調を頻繁に崩すようになった、などおよそ文化的な生活とはいえない、食べることすらままならない状況です。ところが政府は来月から3年間かけてさらに保護基準を引き下げようとしています。

京都市で50代の単身世帯では4000円減額されて76000円に、40代の母と子ども2人の3人世帯では8000円の減額で146000円になります。これ以上一体何を削れというのでしょうか？ しかも今回の引き下げは当事者の生活実態の聞き取りや家計調査などまったく行わず、これまでの引き下

げによる影響の検証も行わず、科学的な根拠もまったくない中で実施しようとしており、大問題です。

5年前の保護基準の見直しを検討してきた基準部会においても「今後は厚生労働省事務当局が示した低所得層の消費内容との比較で生活扶助基準を決めるのではなく、最低生活のあるべき姿を国際的な研究成果をいかしながら別の方法も検討すべき」と指摘されていたのです。2重、3重にも道理のない暴挙です。さらに生活保護基準は、住民税の非課税限度額の設定や、就学援助、高校の奨学金や大学の授業料の減免基準、介護保険料や利用料の減免基準などに影響します。また最低賃金法が2007年に改定されて、「生活保護基準との整合性」が加えられ、生活保護基準より低い現在の地域別最低賃金を引き上げる力にもなっています。そういう点でも低所得者をはじめ国民の生活に大きな影響を与えるのが生活保護基準であり、保護基準を引き上げることは国民生活全体の水準の引き上げに繋がります。そこで伺います。来月から予定されているさらなる保護基準の引き下げを行わないよう、国に求めるべきではありませんか。

さらに今年は猛暑による影響で、熱中症で亡くなる方が例年になく増えました。原告の方々の中でも「クーラーはあっても一切つけていない」とおっしゃる方がほとんどですが、今年7月22日、南区で生活保護を受給されていた83歳の女性が熱中症で亡くなりました。電気代がもったいない、クーラーは使わないようにしている、と生前口にしておられたそうです。国は今年の4月以降に生活保護を受け始めた方や、転居された方にはクーラーの設置費用を5万円を限度として支給できるように改善を行いました。しかし以前から保護を受給している方は対象外ですし、そもそも保護費が年々削られている中で、電気代の負担ができずにクーラーも使えずに命を奪われる事態が起こっているのです。しかも今年の猛暑などの異常気象は地球温暖化が原因であり、今後も継続する可能性があります。クーラーの設置の対象を広げて、今年の4月以前から生活保護を受給していた方も対象とし、また夏季加算を創設するよう求めるべきと考えますがいかがですか。以上お答えください。

【西脇知事・答弁】山内議員のご質問にお答えします。難病患者の医療費についてでございます。難病の患者に対する医療費等に関する法律、いわゆる難病法は1つには難病の医療に関する調査及び研究の推進、2つ目には療養生活環境の整備、3つ目には公平かつ安定的な医療費助成制度を確立するとして、平成27年1月に施行されました。これにともない、医療費助成については対象となる疾患が平成26年の56疾患から平成30年の331疾患へと大幅に拡大されるとともに、病状が重症度分類を満たす方や軽症であっても多額の医療費を要する方が対象とされています。また自己負担額につきましては所得階層に関係なく医療費の負担割合を3割から2割に引き下げるとともに、低所得者や医療費が高額かつ長期の方に対する負担軽減策などが導入されたところでございます。さらに法施行から3年間昨年の12月末までは激変緩和として経過措置が講じられました。

京都府ではこれまでから毎年難病患者やその家族と意見交換を行い、その実態の把握に努めるとともに難病患者団体と連携して、カウンセラーの養成や啓発等を実施しております。また、難病法は施行後5年以内に見直されることから、軽症であっても多額の医療費を要する方の助成対象基準の見直しをはじめ難病患者やその家族の利便性の向上や負担の軽減など真に支援が必要な患者が適切な医療が受けられるよう国に対し強く要望しているところでございます。その他のご質問につきましては理事者からご答弁します。

【健康福祉部長・答弁】難病患者の負担軽減策についてであります。難病患者への支援については京都府ではこれまでから医療費助成として年間約35億円の支援を行いますとともに患者や家族の療養生活の質の維持向上のため難病相談支援センターでは電話・面接による相談や医療講演会の開催、保健所では全国に先駆け10年以上にわたり重症在宅患者の在宅療養にかかる医療、福祉のコーディネート、患者や家族の交流会、訪問介護士やケアマネージャーにたいする研修会などきめ細

やかな支援を実施してきたところです。負担軽減策につきましては、先ほども知事から答弁させていただきましたように、難病法に基づき国において考えるべきものと認識しております。また医療費助成制度の手続きにつきましては対象と認定されれば申請時をもって適用する、適応を開始すると難病法に規定されているところです。なお申請につきましては各保健所、分室の窓口で受け付けるほか、代理申請や郵送での対応も可能となっております。また受給者証の更新時期、これは6月から7月にあたりますが、にはエリアが広い丹後管内など地域の実情に応じて臨時的な申請窓口を広域振興局振興局や市町村役場にもうけるなど対応を行っており、こうした取り組みについて医療機関等を通して改めて普及してまいりたいと考えております。

次に生活保護についてであります。生活保護制度につきましては国が責任をもって、ナショナルミニマムとして生活を保障すべきものと考えております。今回社会保障審議会の生活保護基準部会において前回の生活扶助費を中心とした基準見直しによる影響をふまえ、年齢、世帯人員、居住地域別の消費実態との均衡を図る生活扶助基準の見直し、児童養育加算等子どもの健全育成にかかる見直しが行われたところです。これまでから京都府は国に対してこうした見直しにあたっては財政的観点からだけではなく、国民最後のセーフティネットとしての役割を果たすものとなるよう強く要望してきているところです。冷房機器の購入につきましては日常の生活費のやりくりにより賄うこととされており、その購入費用については京都府としては繰り返し国に対し一時扶助の支給対象となるよう要望してきたところ、今般冷房機器の購入費用が認められることとなったところです。生活保護世帯のこうした生活需要への対応は地域の裁量や府によって行うものではなく、冷房器具認定に関する運用の拡充や夏季加算などナショナルミニマムとして国が責任をもって保障すべきものであることから、京都府といたしましては、引き続き国に対して強く要望を行ってまいりたいと考えています。

【山内指摘・要望】 最初にまず、生活保護の問題ですが、国の責任だということでセーフティネットとしての役割を果たすよう、要望しているということでもございました。けれども、いまの実態は捕捉率が低いといった点でも、基準が低すぎるといった点でもセーフティネットとしての役割は果たしていません。国へ要望する際には、10月からの保護基準の引き下げ、絶対に中止する立場で要望していただきたいと思っておりますし、さらにこの間引き下げられてきた保護基準を元に戻して、生活保護を受けることによって人間らしい暮らしがおくれるようになった、こういうふうにいえるようにしていただきたいというふうに思います。またクーラー設置と夏季加算の創設についても、国へ要望するだけではなく、現実に亡くなる方が出ている中で熱中症対策としても、京都府として支援を行うことを厳しく求めておきます。

また、難病問題については、まず数点要望をいたします。実態把握の点については、患者団体を通じた把握をされているようですが、やはりすべての難病患者さん、とりわけ軽症と認定された方々がいまどうなのかという点では京都府が出て行って実態把握をしなければだめなのではないかというふうに思います。同時にすべての難病患者を対象とした助成制度にするよう国に要望していただきたいというふうに思います。軽症でも医療費の負担の重い人には、助成制度の適用が受けられるということでしたけれども、これもいろいろ条件があって、それに果たして該当するのかどうかという不安が、寄せられていますので、やはりすべての難病患者さんを対象とした助成制度にするという、太く貫いていただきたいというふうに思います。

【山内・再質問】 あと1点再質問です。難病と診断されてから申請するまでの医療費負担についてですが、質問でも紹介しましたが多くの患者さんは診断までも時間がかかると、やっと診断名が確定した段階では重症化しているということがあります。申請日をもってその申請とするということでしたけれども、その代理申請とか郵送とか実際にどれだけあるのか教えていただきたいんです。これなかなか大変で代理申請、郵送による申請も大変だと思います。ぜひとも遡及して制度が受けられるように、せめて国に要望すべきではないかと思っております。再答弁求めます。

【保健福祉部長・答弁】医療費助成にかかります手続きについてでございますけれども、対象と認定されれば申請日をもって適応を開始するという難病法によって規定されているところでございます。このため診断が確定された時点で申請いただければ、その時点から助成対象となることとなっております。代理申請や郵送での対応が可能となっておりますが、いま資料が手元に申し訳ありませんが、ございません。資料を持ち合わせてございませんので数字についてはまた後程ご説明させていただきたいと思っております。

【山内・指摘】社会保障制度が改悪され、医療の負担が増える中で、難病対策については法律に位置づけて対象を拡大するという前向きな変化を作っているんですが、しかしこれまでのべたように、様々な課題、見過ごすことのできない課題が残されています。すべての難病患者さんが安心して医療を受けられるように本府の役割が求められています。ぜひ実態を把握し、国に抜本的な対策を求めるとともに、本府としても助成制度の遡及適用も含め、負担軽減策について検討していただきたいと思っております。強く求めておきます。

寄宿舎の果たす重要な役割を認め、向日が丘支援学校の寄宿舎の存続を

すべての支援学校に寄宿舎を

【山内】次に向日が丘支援学校の建て替えをめぐる問題についてです。

本府の障害児教育は、就学猶予・免除を乗り越えて、すべての障害児の発達を保障し、人間の尊厳を確立し、障害児教育の先駆的役割を果たし、養護学校の義務化にも大きな役割を果たしてきました。その中で寄宿舎教育も単なる通学保障ではなく、学校の授業とも連携しながら、教育と発達保障、生活自立、社会的自立に大きな役割を占めるようになったのです。現在京都府立の特別支援学校は分校も含めて15校あり、そのうち7校に寄宿舎が設置されています。

寄宿舎は1年間の通年入舎と短期間の運用入舎など、児童・生徒の実態や要望に合わせて利用されています。月曜から金曜日までを親もとを離れて寄宿舎で過ごすことにより、掃除、洗濯、買い物、寝具の準備、などなど生活自立の力を身につけ、異年齢集団の中で学校の授業だけでは学べない社会性も身に付けることができます。

先日、向日が丘支援学校の保護者の方々が「寄宿舎生活を振り返って」という文集をまとめられましたので、3人の方の声の一部を紹介させていただきます。「寄宿舎はショートステイとは違い、社会へ出て行くための準備としても大きな役割を果たしている」「自宅通学のときはデイサービスやガイドヘルパーなど支援ばかりの毎日でしたが、寄宿舎に入り、規則正しい共同生活でいろいろなことが身についた。」「寄宿舎は学校のカリキュラムにないもっと別の可能性を伸ばしてくれる貴重な場所」などなど、寄宿舎生活を体験しなければわからない、成長と喜びの姿がつつられています。9月13日には向日が丘支援学校の保護者の方々が、支援学校の校舎改築の早期着工と寄宿舎の存続等を求めた署名4352筆を添えて、府教委に申し入れを行いました。府教委は、昨年12月の文教常任委員会で寄宿舎の存続を求めた私の質問に対して「長岡京市の共生型福祉エリア構想の検討がなされている。京都府も連携しながら、寄宿舎のことも検討していく」との御答弁でした。府教委も参加して検討がなされた共生型福祉エリア構想の今年3月の報告書を見ると「地域共生型のモデルとして地域に貢献できる学校にする」として八幡と宇治の支援学校等の名前を挙げて「これらを通じて得られた知見も最大限取り入れる」とされていますが、肝心の向日が丘支援学校とその寄宿舎が果たしてきた先進的な役割についてまったく触れられていません。また圏域の概況として向日が丘支援学校の寄宿舎について「やむを得ず一時的に入舎する必要があると認められる場合に限り、緊急一時的に入舎することがある」など、寄宿舎が果たしている全体像が示されず、誤解を生む表現になっています。

そこで改めて伺います。これまで支援学校の寄宿舎が果たしてきた教育的役割について、どのようにお考えですか？ 本来すべての支援学校に寄宿舎を設置すべきです。向日が丘支援学校の建て替えにあたっては保護者の声と現場の教職員の声をよく聞いて、寄宿舎を存続すべきと考えますがいかがか。

【教育長・答弁】山内議員のご質問にお答えします。特別支援学校の寄宿舎についてであります。遠距離に居住するなど通学が困難な児童・生徒を対象に実施しており、保護者の入院等による緊急時の受け入れも行っているところでございます。寄宿舎では睡眠や排せつ、衣服の着脱などの生活習慣を身に着ける等の生活基盤を整えるうえで一定の役割を果たしているものと考えておりますが、府立特別支援学校では寄宿舎の設置の有無にかかわらず、生活訓練室など活用するほか学校での教育活動全般で自立し社会参加できるようにする力を確保できるようにするところです。また、向日が丘支援学校の改築につきましては、先般設置いたしました向日ヶ丘支援学校改築基本構想検討委員会において学校の新たな教育活動や目指す姿、地域の中で果たすべき役割など保護者の代表からも意見をいただいたうえで基本構想に応じた施設・設備について検討するほか、学校を通じて保護者や教職員の意見も聞きながら進めてまいります。

【山内・再質問】ただいま教育長からご答弁がございましたが、学校でも自立訓練をやっているというふうなご答弁でしたけれども、寄宿舎というのは24時間やはり寝食をともにして発達段階に応じて指導する、学校と寄宿舎とは緊密に連携をして一体となって子どもの発達を保障しています。本来すべての支援学校に寄宿舎を設置をしてそういう教育をすべきなんだというふうに思いますね。寄宿舎が果たしてきた教育的な意義について府教委も参加しておられる福祉エリア構想の検討会で、まったく触れられていないと思います。府教委が寄宿舎の教育的意義について検討会で発信し、寄宿舎を存続すると明言すべきじゃないのか、と思います。最後にご答弁いただきます。

【教育長・答弁】山内議員の再質問にお答えいたします。先ほどもご答弁いたしました。寄宿舎の実践、果たしてきた役割、その有用性を否定することはもちろんございません。寄宿舎がなくても自立にむけた指導・訓練を学校教育全体で行っていくことは当然でありますし、なかなかすべての学校に寄宿舎を設置するといったことは、多額の財政負担を伴うことですので、まず現実的ではないなと思っております。いずれにいたしましても、いま基本構想検討会議で議論を始めたところでございます。今後の会議でも議論を踏まえながら総合的な施設の在り方について、これから構想をまとめていくにあたって整理を図ってまいりたいと考えております。

【山内】寄宿舎の有用性は否定できないという風に思うんですが、寄宿舎でやっていることを学校でやるべきだとおっしゃいましたけれども、じゃあ学校の教育条件、そういう環境整備は十分かという、そうじゃないじゃないですか、南山城支援学校でも、どんどん子どもたちが増えてきているじゃないですか、それに対して教員配置がされてないじゃないですか。寄宿舎を利用された方は本当に寄宿舎があつてよかった。とおっしゃっています。「寄宿舎に入り、金曜日に自宅に戻るとき、そして休日を過ごして寄宿舎に向かうとき、寄宿舎の先生が1年間かけて自宅と寄宿舎の間を一人で通学できるように指導してくれた。そのおかげで現在の就労自立がある」というお話も伺いました。学齢期に最善の教育を保障するのが教育行政の責務です。向日が丘支援学校の建て替えは保護者や現場教職員の声をよく聞いて、そして寄宿舎は存続させることを厳しく求めて私の質問を終わります。

【他会派の一般質問項目】

9月21日

■藤山裕紀子（自民・宇治市及び久世郡）

1. 食育及び食品ロス削減等の取組について
2. プラスチックごみ問題について

■秋田公司（自民・南区）

1. 地域産業の活性化(地方創生と行政の役割)について
2. 受動喫煙防止対策について

■北川剛司（府民・京田辺市及び綴喜郡）

1. 府南部地域の道路防災対策について
2. 山城地域の鉄道環境について
3. 南田辺・狛田地区用地のビジョンについて
4. 障がい者雇用の促進及び自立について

9月25日

■小鍛治義広（公明・京都市南区）

1. 災害時における本府の役割について
2. 日吉ダムについて
3. ICOM 京都大会に向けた取組について
4. 改正文化財保護法に伴う本府の役割について

■前波健史（自民・京都市伏見区）

1. 府市協調の今後の振興について
2. 防犯カメラの設置について

9月26日

■田中健志（府民・京都市中京区）

1. 「京都府子どもの貧困対策推進計画」の進捗状況について
2. 水害・土砂災害に関する避難情報の周知について
3. 祇園祭山鉾巡行に関する雑踏警備について

■岸本裕一（自民・京都市北区）

1. 人生100年時代の高齢者雇用について
2. 京都市域を中心とした交通インフラ整備について

■二之湯真土（自民・右京区）

1. 各種計画策定の前提となるビジョン、理念、手法について
2. デジタル前提の行政組織の構築について
3. 国際化について